

住民主体による助け合いサービス への補助金のご案内

旭市では、高齢者に対して次の助け合いのサービスを提供する地域団体に対し、補助金を交付いたします。

補助対象となる助け合いサービス	①訪問による日常生活支援サービス（訪問型サービスB） 高齢者の自宅において、掃除、ゴミ出し、電球交換など日常生活上の困りごとに対する生活支援 ②通いの場を提供するサービス（通所型サービスB） 高齢者に対し、通いの場においてレクリエーション等を提供 ③移動支援型のサービス（訪問型サービスD） 短期集中予防サービス、通いの場会場などへの、高齢者の移動を支援
-----------------	--

応募要件	要支援等の認定を受けている方を含む65歳以上の方に対し、上記助け合いサービスを提供する団体 ◆サービスを提供する担い手が3名以上いること ◆地域住民による無償または有償ボランティア活動であること ※サービス提供範囲、利用者負担の有無は問いません。（団体に決めてください。）ただし、③訪問型サービスDは利用者負担が無料となります。
------	--

補助金の金額 (年額)	①訪問型サービスB、②通所型サービスB ◆立ち上げ補助費…上限10万円※1回限り ◆運営補助費…上限20万円※介護予防ケアマネジメントCに位置づけられた助け合いサービスを提供した費用への補助 ③訪問型サービスD ◆補助費…活動に応じ計算された額が上限額となる。※詳細はホームページでご覧になるか、お問合せください。
----------------	--

申 込 先 ・ 問 合 せ 先	〒289-2595 旭市二の2132番地 旭市役所高齢者福祉課 電話：0479-62-5350 FAX：0479-62-2170 Mail：koreisya@city.asahi.lg.jp
-----------------------	---